

6 外国人の人権

【人権施策基本方針における目指す姿】

国籍等の異なる人々が、相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心・快適に暮らしていける社会の実現

【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



【現状と課題】

- 県内に在住する外国人は、4,912人（外国人住民統計調査：令和2年12月現在）であり、県人口の約0.89%にあたります。国籍（地域）別には、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナムなど68カ国の方々が在住されています。
- 最近の傾向として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2（2020）年を除き、在住外国人の総数は増加傾向にあり、これは東南アジア諸国（ベトナム、ミャンマー、インドネシア等）から受け入れている「技能実習生」の増加に起因しています。特にベトナム、ミャンマーからの「技能実習生」の増加が著しく、ベトナム人は平成22（2010）年の6人から令和2（2020）年には1,073人、ミャンマー人は平成22年の3人から令和2年には94人と大幅に増加しています。また、「永住者」や「留学生」も増加の傾向にあります。
- 一方、過去の我が国による植民地支配など様々な歴史的経緯により定住されるようになった方々（オールドカマー）はやや減少傾向となっています。
- 平成21（2009）年の出入国管理法改正による外国人登録制度の廃止と新たな在留管理制度の導入など法制度上の改善はあるものの、「生活習慣の違い」、「言語による壁や情報不足」、「言語（母語と日本語）による親子のコミュニケーション」、「子どものアイデンティティ」、「教育の保障」、「教育に関する保護者への情報提供」、「職場などでの公正な採用・通名使用」「ヘイトスピーチ」などの課題があり、様々な分野で改善を求められている実情があります。平成31（2019）年4月から新たな在留資格「特定技能」が創設され、外国人の増加が今後も見込まれるため、多文化共生社会を推進していくことが益々必要となっています。
- このような中、国際的な視点に立った人権尊重社会をつくるため、地域の国際化の取組を進めていく必要があります。県や市町村、（公財）鳥取県国際交流財団では、地域の国際理解を推進するための講座等を開催するとともに、外国人が安心して暮らしていけるよう、日本語クラスの運営や外国人総合相談窓口の設置、専門通訳ボランティアを派遣するなどのコミュニケーション支援、多文化共生サポーターによる行政機関や関連団体との橋渡し、WEBサイト・SNSにおける多言語及びやさしい日本語での情報発信などに取り組んでいます。
- 鳥取県人権意識調査（令和2年5月）によると、「外国人が増えると治安が悪くなる」については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は34.7%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人の割合は50.5%となっています。

○また、「地域で暮らす外国人と積極的にコミュニケーションをとったり、お互いの文化を理解しあう努力をすることができる」については、「できる」「どちらかといえばできる」と答えた人の割合は48.2%、「できない」「どちらかといえばできない」と答えた人の割合は、26.2%となっています。

○外国人の人権を尊重するためには、国籍や民族の異なる人々が互いに異なる文化や宗教、価値観などを学び認め合うことにより相互理解を深めるとともに、外国にルーツを持つ住民の方々が地域活性化の担い手として活躍でき、共に安心・快適に暮らしていける多文化共生社会の推進に努める必要があります。

【施策の基本的方向】

(1) 暮らしやすいまちづくりの推進

外国人（以下「外国にルーツを持つ人」を含む。）が暮らしやすいまちづくりを目指すため、生活支援、子どもの教育、雇用・労働環境、社会保障、情報の多言語化及びやさしい日本語の活用、分かりやすい情報提供、住居の安定確保、在留期間の適正な運用のあり方など様々な分野で改善に努めていきます。

また、暴力や差別行為を扇動し、人種、国籍等に対する差別や偏見を助長し増幅させる、いわゆるヘイトスピーチは重大な人権侵害です。ヘイトスピーチ解消法については、実効性のある救済制度を国に要望します。

(2) 生活情報の提供の充実

外国人が日常生活を送る上で必要な各種届出、保健・医療・福祉、住宅、雇用・労働、教育、防災などの情報を（公財）鳥取県国際交流財団をはじめ各機関ができるかぎり多言語及びやさしい日本語で提供し、これらの情報を提供する機会や場所の増加に努めます。

(3) 相談支援体制の充実

（公財）鳥取県国際交流財団において、外国人の相談業務等に対応する国際交流コーディネーター（英語・中国語・ベトナム語）を配置し対応するとともに、併せて各種専門相談機関や市町村と連携を図りつつ、トリオフォン（三者通話）機能も活用しながら、相談体制の充実を図ります。

さらに、外国人コミュニティとのネットワークの構築により当事者への情報発信体制の強化を図りつつ、引き続き外国人のサポーターとなりうる専門通訳ボランティアや多文化共生サポーターの確保に努めます。

(4) 教育・啓発の推進

学校教育では、国際関係や異文化を理解するだけでなく、国際社会の一員としての責任を自覚できるよう、異なる文化を持つ人との交流活動等を通して、自分と異なる生き方や考え方をする他者の存在を認め、尊重することのできる能力や態度を育てる国際（理解）教育等の取組の推進に努めます。

社会教育では、異なる文化を持つ人々との交流等を通して、外国人が地域で暮らす住民であるという意識を高め、共生社会の推進に向けた行動化を促す教育の取組の充実を努めます。

県や市町村、（公財）鳥取県国際交流財団等が連携し、地域の国際理解を推進するための講座や国際的な人権をテーマにしたイベントの開催、一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解するなどの国際（理解）教育を推進します。

(5) 外国人児童生徒等に対する教育の充実

一人ひとりの外国人の児童生徒等の学力や日本語能力の実態に応じたきめ細かな学習指導や日本語指導を大切にした教育の充実に努めます。また、教育関連情報をできる限り多言語で提供するとともに、母国の文化や言語を学習する機会を保障するなど、個々の児童生徒の実態に応じたきめ細かな支援に努めます。さらに、2024年4月開校を目指している県立夜間中学校では、学齢期を経過した県内在住の外国人の中で、母国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった方も入校対象者とし、就学の機会の提供を行います。

(6) 外国人の社会参画の推進

県においては、外国人採用の機会の拡充やパートナー県政推進会議の中で住民意見として在住外国人の意見を取り入れることなどを行っています。さらに、(公財)鳥取県国際交流財団と連携し外国人との意見交換の場を設けたり、各種イベントや外国人コミュニティと連携した行事など様々な機会を通じて意見の聴取を行ったりすることに努めます。